

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段 小倉玉屋発行の商品券等払戻しのお知らせ

2002年12月に閉店しました小倉玉屋発行の商品券等の取扱いを2019年9月30日をもって終了いたします。
小倉玉屋発行の商品券等については、資金決済に関する法律第20条第1項の規定に基づき、未使用残高の払戻しを実施いたしますので
払戻し期間内にお申し出くださいますよう、お願い申し上げます。

払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社 小倉玉屋



※ 今回の払戻しは小倉玉屋のみで、佐賀玉屋、佐世保玉屋、福岡玉屋は対象ではありません。

払戻し対象となる前払式支払手段の種類

● 共通商品券



● 商品券



● ワイシャツお仕立券



(生地代は対象外とさせていただきます)

● 靴引換券

● 商品お取替券

払戻し期間

2019年10月1日(火) ~ 2019年12月20日(金)

午前10時 ~ 午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

※ 表記払戻し期間にお申し出いただけられない場合には、本払戻し手続きから
除斥されますので、ご注意ください。

払戻し方法

● 「返金申請書」に必要事項をご記入の上、当該商品券を同封し下記「小倉玉屋商品券払戻し窓口」宛に
ご郵送ください。

※ 「返金申請書」は下記「小倉玉屋商品券払戻し窓口」へお電話にてご請求ください。

● 「返金申請書」にてご提示された金融機関口座に振込みにて払戻しいたします。

● 次に掲げる商品券等については、払戻しができません。

・ 偽造または変造されたもの・証券番号の照合ができないもの・3分の1以上が滅失しているもの

【小倉玉屋商品券払戻し窓口】 ※ ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目1番29号

電話番号 (フリーコール) 0800-200-1477(午前10時~午後5時 土曜・日曜・祝日を除く)

本件に関するお問い合わせ窓口